

小規模多機能ホームなんごうえがお・利用料金表

令和3年4月1日現在

<介護保険から給付されるサービス>

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (月定額)	3,438円	6,948円	10,423円	15,318円	22,283円	24,593円	27,117円

- 基本料金は「通い」「訪問」「泊り」の全てを含んだ1か月ごとの定額です。
- 表記金額（基本料金・各種加算）は、全て1割負担の場合になります。2または3割負担の場合は、表記金額の2または3倍になります。
- 上記の基本料金は月ごとの包括費用ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により定めたサービスの利用回数を変更された場合でも、日割りでの割引または増額はいたしません。ただし、サービス利用開始した月など日割り計算される場合があります。
- 「*」の加算項目は要介護認定のみ算定します。各加算項目については、事業所として算定していない、もしくは要件により該当しない項目もあります。

【加算項目】

	料 金	加算の要件
*初期加算	30円/日	登録日（利用開始日）から30日以内の期間。 また、30日を超える入院後の再利用でも同様
*認知症加算Ⅰ	800円/月	主治医意見書において、日常生活自立度のランクⅢ以上（日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする）のご利用者の場合
*認知症加算Ⅱ	500円/月	要介護2で主治医意見書において、日常生活自立度のランクⅡ（周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする）のご利用者の場合
*看護職員配置加算Ⅰ	900円/月	常勤で専従の看護師を1名以上配置している場合
*看護職員配置加算Ⅱ	700円/月	常勤で専従の准看護師を1名以上配置している場合
*看護職員配置加算Ⅲ	480円/月	常勤換算法で1以上の看護職員を配置している場合
*看取り連携体制加算	64円/日	医師の診断に基づき、対応方針の内容説明を行いサービス提供の同意の上で看取り前30日以下までの期間
*訪問体制強化加算	1,000円/月	訪問を担当する常勤を2名以上配置し、事業所において1月延べ200回以上訪問回数がある場合 *この加算は区分支給限度額から控除されます

総合マネジメント体制強化加算	1,000円/月	心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、個別サービス計画について随時評価し、地域との交流を図り積極的に地域活動や行事に参加している場合 *この加算は区分支給限度額から控除されます	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、自宅生活が困難であり、緊急に短期間（7日間まで）宿泊することが適当であると判断された場合	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100円/月	訪問リハビリ若しくは通所リハビリ事業所又はリハビリ実施している医療提供施設のリハビリ専門職や医師と連携を取り生活機能向上を目的にして介護計画書を作成する場合	
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月	訪問リハビリ若しくは通所リハビリ事業所又はリハビリ実施している医療提供施設のリハビリ専門職や医師が自宅を訪問して共同に身体状況の評価を行なう場合	
若年性認知症利用者受入加算	800円/月 450円/月	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合 *上段=要介護 下段=要支援	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	利用開始及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態について事業所従業員が確認し、その状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供している場合 *6か月ごとに1回	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円/回	利用開始及び利用中6か月ごとに栄養状態について事業所従業員が確認し、その状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供している場合 *6か月ごとに1回	
科学的介護推進体制加算	40円/月	身体状態・栄養状態・口腔機能・認知症や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること。またサービスの提供に当たり、その情報を適切かつ有効に情報と活用している場合	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750円/月	介護職員総数のうち、介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当する場合 *この加算は区分支給限度額から控除されます	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640円/月	介護職員総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合 *この加算は区分支給限度額から控除されます	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350円/月	介護職員総数のうち、介護福祉士が40%以上、または常勤職員が60%以上、または勤続7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当している場合 *この加算は区分支給限度額から控除されます	
*加賀市独	独居加算	200円/月	お一人暮らしの方が利用される場合
	医療連携加算・入院時	100円/月	病院等に入院するにあたって、7日以内に入院先に必要な情報を提供した場合

自 加 算	医療連携加算・退院時	300円/月	病院等を退院して利用される時、病院等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービスを提供した場合
	介護職員処遇改善加算	加算 I	基本料金に各種加算料金の合計に10, 2%乗じた単位数で算定
	介護職員等特定処遇改善加算	加算 I	基本料金に各種加算料金の合計に1, 5%乗じた単位数で算定
	中山間地域等における 小規模事業所加算		基本料金に10%を乗じた単位数で算定

<介護保険から給付されない 食費・宿泊費・日常生活用品費>

○ 全額自己負担となります

食 費	朝 食：250円/1食 昼 食：550円/1食 夕 食：400円/1食 おやつ：120円/1食
宿 泊 費	「泊まり」 初日1泊目：3,300円 2泊目以後：2,000円/泊
日常生活用品費	日常生活費：100円/月 以下は使用時に算定 紙パット：60円/1枚 紙おむつ：160円/1枚 紙パンツ：160円/1枚 歯ブラシ：60円/本 ひげそり：60円/本